

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1から第8に至る8件を一括上程いたします。

第1議案第43号令和8年度世田谷区一般会計補正予算第1次、日程第2議案第44号世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例日程第3議案第45号世田谷区立奥沢中学校ヶ所奥沢児童館整備工事請負契約日程第4議案第46号世田谷区立奥沢中学校課小大草児童館整備、電気設備工事請負契約日程第5議案第47号世田谷区立奥沢中学校歌唱奥沢児童館整備、機械設備工事請負契約日程第6議案第48号世田谷区立玉川野毛町公園野球場他、改修工事請負契約日程第7議案第49号世田谷区立奥沢区民センターおよび大草図書館、仮設事務所移転に伴う内装等改修工事請負契約日程第8議案第50号旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更本8件に関し、企画総務委員長の報告を求めます。

加藤企画総務委員長ただいま上程になりました議案第43号から議案第50号に至る8件につきまして、企画総務委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに議案第43号令和8年度世田谷区一般会計補正予算第1位について申し上げます。

本件は東京都の施策と連動した低所得者に対するエアコン購入費等助成や、障害福祉サービス事業所等に対する熱中症予防支援等の他、麻しん抗体検査、予防接種助成中東情勢を踏まえた中小企業融資の利子補給の増などに速やかに対応するため補正計上し、既定予算総額を増額するものであります。

委員会では理事者の説明の後、意見に入りましたところ、自由民主党よりこの間の物価高騰等に対応するため行政としては補正予算を編成し、実効性ある施策を速やかに実行していかなければならない。

こうした認識のもと先般、我が党は、無利子無担保のゼロゼロ融資の実施や一過性ではないせたがや Pay の継続的な活用などを区長に申し入れたところである。

現下の厳しい。

諸情勢を勘案し、区民生活を支援する施策を迅速に実施することを要望し賛成する。

公明党より採算性が厳しい障害者の居場所作り事業に対する補助や一時保護所の改修を本補正予算に計上した点は、これまで我が党が求めてきたものであり、評価に値する。

また中東情勢の影響により、事業者は非常に厳しい状況下にあることから、中小企業融資あっせん制度における利子補給の増額が、本補正、本補正予算に計上されたが、既にコロナ禍での借入れがある企業は、今まさに返済中であることから、新たな無利子無担保の融資制度を早急に導入することを改めて求めておく。

さらに非常に厳しい区民生活の実情を踏まえ、区独自財源によるせたがや Pay を活用した20%化ポイント還元を実施することを要望し賛成する立憲民主党無所属より中東情勢の激変は、国民生活および地域生活に深刻な影響を与えている。

特に建設業における資材不足は価格高騰のみならず、工期延長や工事内容の見直しなどにも波及している。

こうした状況が長びけば次事業の赤字にとどまらず、廃業という深刻な状況も想定されることから、一刻も早い支援が必要である既に区長が表明した新たな融資あっせん制度の検討に当たっては、ゼロゼロ融資などの実効性ある緊急融資の検討を求め本案に賛成する。

日本共産党より、本補正予算は我が党がかねてから要求してきた。

エアコンの購入費助成事業が計上されており、評価できる面もある。

一方ホルムズ海峡の封鎖による資材不足や物価高騰が区民生活に与える影響は甚大であり、この内容では不十分である。

1人親家庭や児童付与、児童扶養手当受給者などにエアコン購入費助成の対象者を拡大するとともに、昨年度までに社会福祉協議会からの歌詞借入によりエアコンを購入した生活保護受給者の返済を免除するなど、早急に新たな補正予算を編成し、こうした区民生活を支える事業を実施することを求め、本補正予算に、完成する。

国民民主党・都民ファーストの会より、今回の補正予算には、利子割交付金の減額が含まれているが、こうした東京を標的とした税制改正や今後も継続することが想定される。

区民の税金がこれ以上区外へ流出しないよう、都内自治体と連携協力して抗議していくことを求め賛成するとの表明がありました引き続き採決に入りましたところ、議案第43号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました次に議案第44号世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は地方税法等の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収の対象となる年金額の引き上げによる扶養し、親族等申告書の提出範囲の見直しを行うとともに規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第44号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第45号から議案第47号までの奥沢中学校か小草児童館整備工事に関する請負契約3件について一括して申し上げます。

本3件は令和4年度に取りまとめた整備方針に基づき、中学校全面改築し、あわせて学校敷地内に区立児童館を整備するためそれぞれ提案されたものであります。

委員会では理事者の説明の後、意見に入りましたところ、公明党より議案第46号については電気工事などの設備工事は建物本体の完成後に工事着手することが多く、契約から着手までの人賢て、各自主確保が非常に大きな事業者の負担となっており一足失礼します人手確保が非常に大きな事業者の負担、負担となっており、さらに、今般の物価高騰や資材不足も重なり、予定通り着工も困難な状況であると聞いている。

改めて同時発注している本体工事と設備工事の発注時期をずらす検討実施するよう求め賛成するとの表明がありました引き続き採決に入りましたところ、議案第45号から議案第47号までの3件はいずれも全員異議なくそれぞれ可決と決定いたしました。

次に議案第48号世田谷区立2玉川野毛町公園野球場捕獲が改修工事請負契約について申し上げます。

本件は玉川野毛町公園拡張事業の基本設計書および玉川野毛町公園樹既開園区域の基本計画書に基づき野球場他工事を実施するため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし直ちに採決に入りましたところ議案第 48、48 号は全員異議なく可決と決定いたしました。

次に議案第 49 号世田谷区立奥沢区民センターおよび奥沢図書館管理事務所移転に伴う内装等改修工事請負契約について申し上げます。

本件は東急株式会社が奥沢駅北側に新築する予定の建物の一部を区が大使賃借し奥沢区民センターの再借入先および奥沢図書館管理事務所の移転先として内装電気設備および機械設備改修工事を行うため提案されたものであります。

委員会では奥沢区民センターの奥沢区民センターと図書館の奥沢センタービルの 3 位店の計画が問われたのに対し、理事者より所管課からは奥沢センタービルの開始、耐震改修工事等の完了後、区民センター図書館とともに、奥沢センタービルへ復帰すると聞いているとの答弁がありました。

また本件が随意契約である理由が問われたのに対し、理事者より、建築工事を受注した事業者に、内装工事等を委託することが、軽飛行機ともに効率的にあると判断し随意契約とした。なお契約金額については全部門において適正価格であると判断しているとの答弁がありました。

その後、採決に入りましたところ、議案第 49 号は全員異議なく可決と決定いたしました次に議案第 50 号旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更について申し上げます。

本件は工事着手後、地下胎児圧板の調査および測量を実施した結果、既存建物が設計時の想定よりも深く施行されていることが判明し、併せて予測を上回る地下水の噴出が確認され、土砂の崩壊を防止する対策および地下水強制排水の必要が生じたため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明の後、意見に入りましたところ、公明党より、昨年 12 月の本施設の工期延伸に係る議案審査の際、丁寧な住民説明を求めたが、いまだ実施されていないまま、新たな工期延伸を含む本議案が提案された。

解体工事後に警視庁の仮庁舎建設が予定されていることを含め、長期間にわたり近隣住民に大きな影響を与える工事であることを重く受け止め、警視庁の工事計画とあわせて住民に対して真摯に説明することを求め賛成するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 50 号は全員異議なく可決と決定しました。

以上で企画総務委員会の報告を終わります。

以上で企画総務委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本 8 件を一括して消したいと思います。

お諮りいたします。

本 8 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号から第 50 号に至る 8 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 9 から第 13 に至る 5 件を一括上程いたします。

日程第 9 議案第 51 号世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 52 号世田谷区高齢者障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11 議案第 53 号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例日程第 12 議案第 54 号財産仮称世田谷区立北烏山 7 丁目緑地用地の取得、日程第 13 議案第 55 号特別区道路線の認定本 5 件に関し、都市整備委員長の報告を求めます。

畠山都市整備委員長ただいま上程になりました議案第 51 号から議案第 55 号に至る 5 件に付きまして都市整備委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

初めに議案第 51 号世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は条例の適用区域を拡大するため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明の後、意見に入りましたところ、日本共産党より、外環道のジャンクション工事に伴う新たな構築物江の対応として、角地規制の緩和や地先道路の角きりを初め地域住民が求めるスーパーなどの生活利便施設の誘致を含む地区計画案は理解できる。また、区画道路などの地区施設についても、長年にわたる住民との対話を通じて見直しが行われてきたことは評価する一方で、評価の計画の前提となる外観同事業には重大な問題があると考えます。

治験乗車の王道いや、補償なく進められてきた、いわゆる大深度法に基づく工事は調布市での陥没事故によって安全性が揺られている。

正常の野川周辺では原因不明の地盤沈下も発生し、住民からは外環道工事との関連に疑念の声が上がっている。

さらには本線とランプの接合部は前例のない大規模地下構造物であり、不安は払拭できない。

以上のことから我が党は本条例改正には賛成するものの引き続き大深度法の廃止と透明が観閲艦の外観同事業の中止を要望するとの表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 51 号は全員異議なく原案通り可決と決定をいたしました。

次に議案第 52 号世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は高齢者障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の改正に伴い、劇場等の客席に関わる規定を追加するとともに規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会では定期的な条例見直しに関する考え方が問われたのに対し、理事者より今回のような都条例の改正に伴う見直し以外にも、社会情勢の変化を捉えた内容等の見直しが考え

られる。

との答弁がありました。

引き続き採決に入りましたところ議案第 52 号は全員異議なく原案通り可決と決定をいたしました。

次に議案第 53 号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本件は区立玉川野毛町公園の飲食店に関する公園施設の設置等に係る使用料を定めるため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ議案第 53 号は全員異議なく原案通り可決と決定いたしました。

次に議案第 54 号財産仮称世田谷区立北烏山 7 丁目緑地用地の取得について申し上げます。

本件は仮称世田谷区立北烏山 7 丁目緑地用地を取得するため提案されたものであります。

委員会では理事者の説明の後意見に入りましたところ公明党より、土地の取得により、みどり政策を推進することは異議はないが、多額の予算を投じる事業であるため、維持管理経費を着実に確保できる。

ようにみどり政策の柱に稼ぐという要素を加えることを求め、本議案に賛成する、日本共産党より、今定例会の代表質問でも申し上げた通り、区民の利益を第 1 とした事業となるよう取り組むことを要望し賛成する。

との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第 54 号は全員異議なく可決と決定をいたしました。

次に議案第 55 号特別区道路線の認定について申し上げます。

本件は特別区道路線を認定するため、道路法の規定に基づき提案されたものであります。

委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 55 号は全員異議なく可決と決定をいたしました。

以上で都市整備委員会の報告を終わります。

以上で都市整備委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

本 5 件を一括して決したいと思えます。

お諮りいたします。

本 5 件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号から第 55 号に至る 5 件は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 14 号を上程いたします。

日程第 14 議案第 56 号世田谷区立中学校における火災に係る和解。

本件に関し、災害防犯オウム問題対策等特別委員長の報告を求めます。

広島災害防犯オウム問題対策等特別委員長ただいま上程になりました議案第 56 号世田谷区立中学校における火災に係る和解につきまして、災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会

における審査の経過とその結果についてご報告をいたします本件は地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき提案されたものであります委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 56 号は全員異議なく可決と決定いたしました。

以上で災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会の報告を終わります。

以上で、災害防犯オウム問題対策等特別委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 10 号上程いたします。

日程第 10 号議案第 57 号児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議。

本件に関し、子供若者施策推進特別委員長の報告を求めます。

子ども・若者施策推進特別委員会ただいま上程になりました議案第 57 号児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議につきまして、子供若者施策推進特別委員会における審査の経過とその結果についてご報告いたします。

本件は児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について、児童相談所を設置する特別区と協議するため、提案されたものであります。委員会では理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第 57 号は全員異議なく可決と決定いたしました。

以上で子ども・若者施策推進特別委員会の報告を終わります。

以上で子供若者施策推進特別委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を委員長報告通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は委員長報告通り可決いたしました。

次に、日程第 16 から第 33 に至る 18 件の一括上程いたします。

日程第 16、同意第 2 号から日程第 10、33、同意第 19 号まで世田谷区農業委員会委員任命の同意本 18 件に関し、提案理由の説明を求めます。

保坂区長同意 2 号から同意第 19 号世田谷区農業委員会委員任命の同意につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区農業委員会委員の任期が本年 7 月 29 日をもって満了となるため、その後任を任命いたしたく提案するものでございます。

同意第 2 号については浅野大蔵氏を、同意第 3 号については新井繁美潮同意第 4 号については、新井義和氏を、同意第 5 号については、上野博同意第 6 号については、浦野崇氏を、同意第 7 号については榎本貴之氏を、どうい第 8 号については、大出小塩同意第 9 号については、大平佳史氏を、同意第 10 号については、粕谷勝美潮同意第 11 号については、川本茂氏を同意第 12 号については、小池雅子氏を、同委 13 号については、河野賢 1 種同意第 14 号については佐藤健司氏を、同意第 15 号については、宍戸雪義雄同意第 16 号については、島田秀明氏を、同意第 17 号については、鈴木和宏飛羽和宏氏を、同意第 18 号については、たなかひろかず氏を同意第 19 号については、橋本英雄章それぞれ委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、任命の同意を求める次第でございます。

何とぞご遠いご同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本 18 件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本 18 件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

本 18 件を一括して消したいと思えます。

採決は電子採決システムによって行います。

お諮りいたします。

本 18 件の同意と決定することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で、表決を確定いたします。

賛成全員と認めます。

よって同意第 2 号から第 19 号に至る 18 件は同意と決定いたしました。

次に、日程第 34 号を上程いたします。

日程第 34、同意第 20 号世田谷区農業委員会委員任命の同意阿久津皇議員には、除斥の規定により、しばらくの間、ご退席を願います。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

保坂区長うん同意第 20 号世田谷区農業委員会委員任命の同意につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区農業委員会委員の任期が本年 7 月 29 日をもって満了となりますが、引き続き、阿久津皇議員を委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、任命の同意を求める次第でございます。

何卒、ご同意くださいますようお願い申し上げます以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は電子採決システムによって行います。

お諮りいたします。

本件を同意と決定することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で、表決を確定いたします。

賛成全員と認めます。

よって同意第 20 号は同意と決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、阿久津皇議員の再出席を求めます。

次に、日程第 30 号上程いたします。

日程第 30 号議案、同意第 21 号世田谷区農業委員会委員任命の同意真鍋よしゆき議員には、除斥の規定により、しばらくの間、ご退席を願います。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

局長、保坂区長うん同意第 21 号世田谷区農業委員会委員任命の同意につきましてご説明いたします。

本件は世田谷区農業委員会委員の任期が本年 7 月 29 日をもって満了となりますが、引き続き、真鍋よしゆき議員を委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 区 8 条第 1 項の規定に基づき、任命の同意を求める次第でございます。

何卒、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は電子採決システムによって行います。

お諮りいたします。

本件を同意と決定することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で評決を確定いたします。

賛成全員と認めます。

よって同意第 21 号は同意と決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、真鍋よしゆき議員の再出席を求めます。

次に、日程第 36 号上程いたします。

日程第 36、同意第 22 号世田谷区農業委員会委員任命の同意岡本のぶ子議員には、除斥の規定により、しばらくの間、ご退席を願います。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

保坂区長同意第 22 号世田谷区農業委員会委員任命の同意につきましてご説明いたします。本件は、世田谷区農業委員会委員の任期が本年 7 月 29 日をもって満了となりますが、その後任に岡本伸子議員を委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、任命の同意を求める次第でございます。

何卒、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は電子採決システムによって行います。

お諮りいたします。

本件を同意と決定することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

以上で評決を確定いたします。

賛成全員と認めます。

よって同意第 22 号は同意と決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、岡本のぶ子議員の再出席を求めます。

ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元の追加日程第 1 を本日の日程に追加し、ここで議題とすることにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、本日の日程に追加し、ここで議題とすることに決定いたしました。

これより、追加日程第 1 号上程いたします。

追加日程第 1 議員提出議案第 4 号、中東情勢の悪化に伴う国民生活および地域経済を守るための緊急経済対策を求める意見書本件に関し、提案理由の説明を求めます。

なお、提案理由の説明についての発言時間は、議事の都合により 10 分以内といたします。

こんにちば。

41 番原田竜馬議員ただいま上程されました議員提出議案第 4 号、中東情勢の悪化に伴う国民生活および地域経済を守るための緊急経済対策を求める意見書の提案理由を御す。説明させていただきます。

アメリカとイランが戦闘終結に向けた覚書に署名し、イラン情勢は大きな節目を迎えようとしています。

今後 60 日以内に核問題を含む最終合意を目指すものとされています。

長く続いた緊張がようやく収束へと向かい始めたことは歓迎したいと思います。

しかし、覚書に署名をしたとしても、現地の人々の暮らしがすぐに戦争を以前のかな土地を取り戻すだけではありません。

戦火が残した傷跡は深く、人々の生活基盤の再建混乱に陥った世界経済の回復に向けては、長き歳月と不断の努力を要します。

中東情勢による日本経済への影響がどこまで続くのか不安要素が払拭できない状況にもあります。

こうした状況から一刻も早く国民生活を安定化させることは政府の大きな使命でもありません。

本年 2 月末以降の中東情勢の緊迫化を受け、原油価格の高騰、物価上昇圧力の高まりなど、国民生活および地域経済への影響が広がっています。ここは原油の中東依存度が 9 割を超え、また、石油化学製品の原料となるナフサについても中東からの輸入比率が高い。

だから、燃料価格の上昇のみならず、生活必需品から医療物資に至るまで、極めて広範な分野に影響が波及する構造となっています。

中東情勢悪化による影響の長期化が見込まれる中、生活費の上昇は既に国民生活全体へを read していますが、企業がコストを消費者に転嫁するまでには一定の時間を要することから、今後更なる物価高が国民生活を苦しめることも懸念されます。

加えて、地域の中小企業においては、企業の存続そのものが危ぶまれる事態と事態が生じており、建設関連業からは、ナフサを原料とすると両親な建設資材など石油化学製品の調達に既に困難になっているとの声が寄せられています。

さらに医療現場では透析治療資材や抗生物質を始めとする。

医薬品が不足するなど医療分野への波及を懸念する声もあり、命に関わる医療基盤物資の確保は急務です。

よってしたが薬議会は、事態の長期化と影響の広がりから、国会および政府に対し、国民生活と地域経済の実態を的確にとらえ、生活と地域経済を守るための対策を大胆かつ迅速に講じるよう強く要望いたします。

1、個人世帯に向けて電気ガス料金の引き下げなどの緊急対策の実施に中小企業小規模事業者に対する実施実質無利子無担保融資などの緊急支援、3、医療物資を始めとする医療基盤物資の安定供給の確保、4、ナフサの目詰まりに関して現場での実態調査の実施と確実な供給に向けた対応の実施 5 省エネルギー節約の推進に向けた国民への正確な情報提供を呼び、積極的な意識啓発以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するため、議員各位には、ぜひご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより意見に入ります。

発言通告に基づき発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により 10 分以内といたします。

44 番たかじょう訓子議員委員、44 番高沢邦子議員日本共産党世田谷区議団は、議員提出議案第 4 号、中東情勢の悪化に伴う国民生活および地域経済を守るための緊急経済対策を求める意見書に賛成の立場で意見を申し述べます。

アメリカとイランの戦闘終結を定めたお声かけが両国の署名で 17 日発行しました。

イランに対する無法な攻撃の即時中止、戦闘終結を要求してきた党として、この合意を歓迎するものです。

しかし、区民生活や地域経済への影響が直ちに解消されるわけではありません。

物価高騰や資材不足の影響は既に広範囲に及んでおり、回復までの間、暮らしと営業を支える支援が必要です。

区民の暮らしは、今回の中東情勢の悪化、以前から深刻な物価高騰に苦しめられてきました。私どもが 12 月に実施した区民アンケートでも暮らしが苦しくなったと回答した方が約 8 割に上り、家賃や光熱費の負担が大きい。

子育て中だが、生活はカツカツ。

賃金が上がらず、将来に希望が持てないなど、切実な声が寄せられていました。

そこにアメリカ、イスラエルによるイラン攻撃で原油や天然ガスなどエネルギー価格の上昇、ナフサ供給の混乱や石油化学製品や肥料などの供給不安が重なり、日本経済と国民生活に大きな影響を与えてきました。

私達はこの間、建設関連団体や中小企業団体から直接実態を伺ってきました。

塗料や診断、断熱材など石油化学製品の不足や価格高騰が生じ、価格転嫁も困難となっています。

このままでは工事の遅れや中断だけではなく、事業継続そのものに影響しかねないコロナ禍以上の深刻な事態などの切実な声も寄せられています。

また、医療介護分野でも、医薬品や医療資材の供給不安が続いており、国民の命と健康を守る医療提供体制への懸念も影響も懸念されています。

こうした声を受け、日本共産党は 5 月 14 日、政府に対し、イラン戦争がもたらす物価高。資材不足から暮らしと営業を守るための緊急対策を求める要請を行いました。

区議団としても区長に対し、区民や区内事業者への支援を求める要請を行ってきました。

6 月 2 日には私も参加した日本共産党国会議員団主催の政府レクチャーが行われましたが、

政府からは、必要な物資は確保されている。

流通上の目詰まりの解消を進めているとの説明に終始し、現場で聞いている実態との間には大きな隔たりを感じました。

また、国の補正予算は、6月5日に成立いたしましたでしたが、年金生活者や低所得者の暮らし、中小企業の営業に対する踏み込んだ支援は十分とは言えません。

電気ガス料金負担軽減支援もう3ヶ月の期間限定の措置にとどまっており、長引く物価高騰や中東情勢の影響に対応するには、なお不十分です。

だからこそ、本意見書が求める電気ガス料金の負担軽減、中小企業支援医療物資の安定供給、ナフサ不足の供給対策は極めて重要であり、国は迅速に実施すべきです。

同時に、日本共産党は、区民生活を守るためには、本意見書の内容にとどまらない、抜本的な物価高騰対策が必要であると考えます。

とりわけ、所得の低い人ほど負担が重く、物価高騰のもとで暮らしを直撃している。

消費税の減、消費税は直ちに一律5%へと減税すべきです。

財源については、大企業や富裕層への行き過ぎた優遇税制を見直し、の負担の原則に立った税制改革によって確保することを提案しています。

また、再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進、住宅の断熱化支援などを進め、国際情勢に左右されにくい社会への転換を図ることも重要です。

米国とイランの覚書の全文が明らかになりましたが、そこには互いの主権および領土保全を尊重し、内政干渉を控えることを約束するとあります。

これは、体制転換を求めて開始した。

米国の無法な戦争が破綻したことを意味します。

アメリカが引き起こした戦争の後始末に自衛隊を送り出す道理はありません。

両国が覚書の方向で最終合意を達成し、平和と安定を回復することを求めます。

日本政府には国際法と国連憲章にもとづく平和的解決のため、国際社会と連携した外交努力をさらに強めることを求めます。

以上日本共産党世田谷区議団の意見といたします。

以上で、たかじょう訓子議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第4号は原案通り可決いたしました。

次に、日程第37号上程いたします。

日程第37請願の付託。

受理いたしました請願は、請願文書表に掲げました通り、それぞれ所管の常任委員会に付託

いたします。

次に、日程第 38 号を上程いたします。

日程第 38、閉会中の審査付託。

お手元の請願継続審査件名表および特定事件審査調査事項表に掲げました各件を閉会中の審査付託とすることにご異議ございませんか。

どうします。

ご異議なしと認めます。

よって本件は閉会中の審査付託とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 8 年第 2 回世田谷区議会定例会を閉会いたします。